

議案第19号

米原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

米原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和3年3月8日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

国民健康保険税率を改定するため、および新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが変更されたため、この案を提出するものである。

## 米原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

米原市国民健康保険税条例（平成17年米原市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.36」を「100分の5.45」に改める。

第5条中「25,900円」を「22,400円」に改める。

第5条の2第1号中「19,100円」を「16,000円」に改め、同条第2号中「9,550円」を「8,000円」に改め、同条第3号中「14,325円」を「12,000円」に改める。

第6条中「100分の2.18」を「100分の2.45」に改める。

第7条の2中「9,000円」を「9,900円」に改める。

第7条の3第1号中「6,600円」を「7,000円」に改め、同条第2号中「3,300円」を「3,500円」に改め、同条第3号中「4,950円」を「5,250円」に改める。

第8条中「100分の1.90」を「100分の2.19」に改める。

第9条の2中「10,000円」を「11,400円」に改める。

第9条の3中「4,700円」を「5,700円」に改める。

第23条第1号ア中「18,130円」を「15,680円」に改め、同号イ(ア)中「13,370円」を「11,200円」に改め、同号イ(イ)中「6,685円」を「5,600円」に改め、同号イ(ウ)中「10,028円」を「8,400円」に改め、同号ウ中「6,300円」を「6,930円」に改め、同号エ(ア)中「4,620円」を「4,900円」に改め、同号エ(イ)中「2,310円」を「2,450円」に改め、同号エ(ウ)中「3,465円」を「3,675円」に改め、同号オ中「7,000円」を「7,980円」に改め、同号カ中「3,290円」を「3,990円」に改め、同条第2号ア中「12,950円」を「11,200円」に改め、同号イ(ア)中「9,550円」を「8,000円」に改め、同号イ(イ)中「4,775円」を「4,000円」に改め、同号イ(ウ)中「7,163円」を「6,000円」に改め、同号ウ中「4,500円」を「4,950円」に改め、同号エ(ア)中「3,300円」を「3,500円」に改め、同号エ(イ)中「1,650円」を「1,750円」に改め、同号エ(ウ)中「2,475円」を「2,625円」に改め、同号オ中「5,000円」を「5,700円」に改め、同号カ中「2,350円」を「2,850円」に改め、同条第3号ア中「5,180円」を「4,480円」に改め、同号イ(ア)中「3,820円」を「3,200円」に改め、同号イ(イ)中「1,910円」を「1,600円」に改め、同号イ(ウ)中「2,865円」を「2,400円」に改め、同号ウ中「1,800円」を「1,980円」に改め、同号エ(ア)中「1,320円」を「1,400円」に改め、同号エ(イ)中「660円」を「700円」に改め、同号エ(ウ)中「990円」を「1,050円」に改め、同号オ中「2,000円」を「2,280円」に改め、同号カ中「940円」を「1,140円」に改める。

付則第17項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）」に改める。

#### 付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、付則第17項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の米原市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

米原市国民健康保険税条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.45</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>22,400円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3および第23条において同じ。）および特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.36</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>25,900円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3および第23条において同じ。）および特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎課税額の所得割額の税率改正</li> <li>・基礎課税額の均等割額改正</li> </ul>

月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3および第23条において同じ。）以外の世帯 16,000円

(2) 特定世帯 8,000円

(3) 特定継続世帯 12,000円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.45を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,900円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,000円

(2) 特定世帯 3,500円

月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3および第23条において同じ。）以外の世帯 19,100円

(2) 特定世帯 9,550円

(3) 特定継続世帯 14,325円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.18を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 6,600円

(2) 特定世帯 3,300円

・基礎課税額の平等割額改正

・特定世帯の基礎課税額の平等割額改正（第1号の1/2の額）

・特定継続世帯の基礎課税額の平等割額改正（第1号の3/4の額）

・後期高齢者支援金等課税額の所得割額の税率改正

・後期高齢者支援金等課税額の均等割額改正

・後期高齢者支援金等課税額の平等割額改正

・特定世帯の後期高齢者支援金等課税額の平等割

(3) 特定継続世帯 5,250円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.19を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,400円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,700円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者ならびにその世帯に属す

(3) 特定継続世帯 4,950円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.90を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について4,700円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者ならびにその世帯に属す

額改正(第1号の1/2の額)

- ・特定継続世帯の後期高齢者支援金等課税額の平等割額改正(第1号の3/4の額)

- ・介護納付金課税額の所得割額の税率改正

- ・介護納付金課税額の均等割額改正

- ・介護納付金課税額の平等割額改正

る国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数および公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 15,680円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 11,200円

（イ） 特定世帯 5,600円

る国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数および公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 18,130円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 13,370円

（イ） 特定世帯 6,685円

・基礎課税額の均等割額改正に伴う軽減額改正（7割軽減）

・基礎課税額の平等割額改正に伴う軽減額改正（7割軽減）

・特定世帯の基礎課税額の

(ウ) 特定継続世帯 8,400円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,930円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 4,900円

(イ) 特定世帯 2,450円

(ウ) 特定継続世帯 3,675円

(ウ) 特定継続世帯 10,028円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,300円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 4,620円

(イ) 特定世帯 2,310円

(ウ) 特定継続世帯 3,465円

平等割額改正に伴う軽減額改正(第1号イ(ア)の1/2の額)

・特定継続世帯の基礎課税額の平等割額改正に伴う軽減額改正(第1号イ(ア)の3/4の額)

・後期高齢者支援金等課税額の均等割額改正に伴う軽減額改正(7割軽減)

・後期高齢者支援金等課税額の平等割額改正に伴う軽減額改正(7割軽減)

・特定世帯の後期高齢者支援金等課税額の平等割額改正に伴う軽減額改正(第1号エ(ア)の1/2の額)

・特定継続世帯の後期高齢者支援金等課税額の平等割額改正に伴う軽減額改正(第1号エ(ア)の3/4の額)



オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,980円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,990円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 11,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 8,000円

(イ) 特定世帯 4,000円

(ウ) 特定継続世帯 6,000円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,290円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 12,950円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 9,550円

(イ) 特定世帯 4,775円

(ウ) 特定継続世帯 7,163円

- ・介護納付金課税額の均等割額改正に伴う軽減額改正（7割軽減）
- ・介護納付金課税額の平等割額改正に伴う軽減額改正（7割軽減）

- ・基礎課税額の均等割額改正に伴う軽減額改正（5割軽減）

- ・基礎課税額の平等割額改正に伴う軽減額改正（5割軽減）

- ・特定世帯の基礎課税額の平等割額改正に伴う軽減額改正（第2号イ(ア)の1/2の額）

- ・特定継続世帯の基礎課税

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,950円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 3,500円

(イ) 特定世帯 1,750円

(ウ) 特定継続世帯 2,625円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,700円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,500円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 3,300円

(イ) 特定世帯 1,650円

(ウ) 特定継続世帯 2,475円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世

額の平等割額改正に伴う軽減額改正（第2号イ(ア)の3/4の額）

・後期高齢者支援金等課税額の均等割額改正に伴う軽減額改正（5割軽減）

・後期高齢者支援金等課税額の平等割額改正に伴う軽減額改正（5割軽減）

・特定世帯の後期高齢者支援金等課税額の平等割額改正に伴う軽減額改正（第2号エ(ア)の1/2の額）

・特定継続世帯の後期高齢者支援金等課税額の平等割額改正に伴う軽減額改正（第2号エ(ア)の3/4の額）

・介護納付金課税額の均等割額改正に伴う軽減額改正（5割軽減）

・介護納付金課税額の平等

帯について 2,850円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,480円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 3,200円

(イ) 特定世帯 1,600円

(ウ) 特定継続世帯 2,400円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定

帯について 2,350円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,180円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 3,820円

(イ) 特定世帯 1,910円

(ウ) 特定継続世帯 2,865円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定

割額改正に伴う軽減額改正（5割軽減）

・基礎課税額の均等割額改正に伴う軽減額改正（2割軽減）

・基礎課税額の平等割額改正に伴う軽減額改正（2割軽減）

・特定世帯の基礎課税額の平等割額改正に伴う軽減額改正（第3号イ(ア)の1/2の額）

・特定継続世帯の基礎課税額の平等割額改正に伴う軽減額改正（第3号イ(ア)の3/4の額）

・後期高齢者支援金等課税額の均等割額改正に伴

する世帯主を除く。) 1人について 1,980円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1,400円

(イ) 特定世帯 700円

(ウ) 特定継続世帯 1,050円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,280円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,140円

付 則

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減額または免除)

する世帯主を除く。) 1人について 1,800円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1,320円

(イ) 特定世帯 660円

(ウ) 特定継続世帯 990円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 940円

付 則

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減額または免除)

う軽減額改正(2割軽減)

・後期高齢者支援金等課税額の平等割額改正に伴う軽減額改正(2割軽減)

・特定世帯の後期高齢者支援金等課税額の平等割額改正に伴う軽減額改正(第3号エ(ア)の1/2の額)

・特定継続世帯の後期高齢者支援金等課税額の平等割額改正に伴う軽減額改正(第3号エ(ア)の3/4の額)

・介護納付金課税額の均等割額改正に伴う軽減額改正(2割軽減)

・介護納付金課税額の平等割額改正に伴う軽減額改正(2割軽減)

17 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減額または免除については、次の各号のいずれかに該当する者は、第26条第1項に規定する国民健康保険税の減額または免除の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯

(2) 略

17 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減額または免除については、次の各号のいずれかに該当する者は、第26条第1項に規定する国民健康保険税の減額または免除の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯

(2) 略

・法改正により、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが変更されたことに伴う改正